

第2回 東京都国民健康保険運営協議会 次第

令和 7 年 2 月 6 日（木曜日）午後 2 時から
東京都庁第二本庁舎 31 階 特別会議室 2 1
【WEB 形式】

1 開 会

2 議 事 等

- (1) 令和 7 年度確定係数に基づく国保事業費納付金等の算定
結果について
- (2) 令和 5 年度東京都国民健康保険事業会計決算について
- (3) 保険料水準の統一について

3 閉 会

【配付資料】

- ・ 令和 6 年度第 2 回東京都国民健康保険運営協議会資料
 - 別紙 1 令和 7 年度確定係数に基づく納付金額
 - 別紙 2 令和 7 年度確定係数に基づく 1 人当たり保険料額
 - 別紙 3 令和 7 年度確定係数に基づく標準保険料率
- ・ 令和 6 年度第 2 回東京都国民健康保険運営協議会参考資料
- ・ 令和 6 年度第 1 回東京都国民健康保険運営協議会 議事録

東京都国民健康保険運営協議会委員名簿

区 分		氏 名	備 考
被保険者代表	豊島区被保険者	しもやま ちよこ 下山 千代子	
	新宿区被保険者	おかだ ゆきお 岡田 幸男	
	立川市被保険者	みやもと なおき 宮本 直樹	
	武蔵野市被保険者	やまもと さちよ 山本 祥代	
	瑞穂町被保険者	いがき みほ 井垣 美穂	
	東京食品販売国民健康保険組合被保険者	こが まきゆき 古賀 雅之	
保険医又は 保険薬剤師代表	東京都医師会副会長	はすぬま たけし 蓮沼 剛	
	東京都医師会理事	ひろせ ちえこ 弘瀬 知江子	
	東京都医師会理事	しょうじ てるあき 莊司 輝昭	
	特定医療法人大坪会 三軒茶屋病院院長 (東京都医師会理事)	おおつぼ ゆりこ 大坪 由里子	
	東京都歯科医師会会長	いのうえ けいじ 井上 恵司	
	東京都薬剤師会会長	たかはし まさお 高橋 正夫	
公益代表	東京都議会議員	こいそ あきら こいそ 明	
	東京都議会議員	もりぐち つかさ 森口 つかさ	
	東京都議会議員	うすい こういち うすい 浩一	
	東京都議会議員	いずみ なおみ 和泉 なおみ	
	早稲田大学法学学術院教授	きくち よしみ 菊池 馨実	
	東京都立大学健康福祉学部教授	にしむら ユミ 西村 ユミ	
被用者保険等 保険者代表	東京都保険者協議会会長	ももはら しんいちろう 桃原 慎一郎	
	健康保険組合連合会東京連合会常務理事	すがむ た けんいち 菅牟田 健一	
	全国健康保険協会東京支部支部長	しばた じゅんいちろう 柴田 潤一郎	

令和6年度第2回 東京都国民健康保険運営協議会 資料

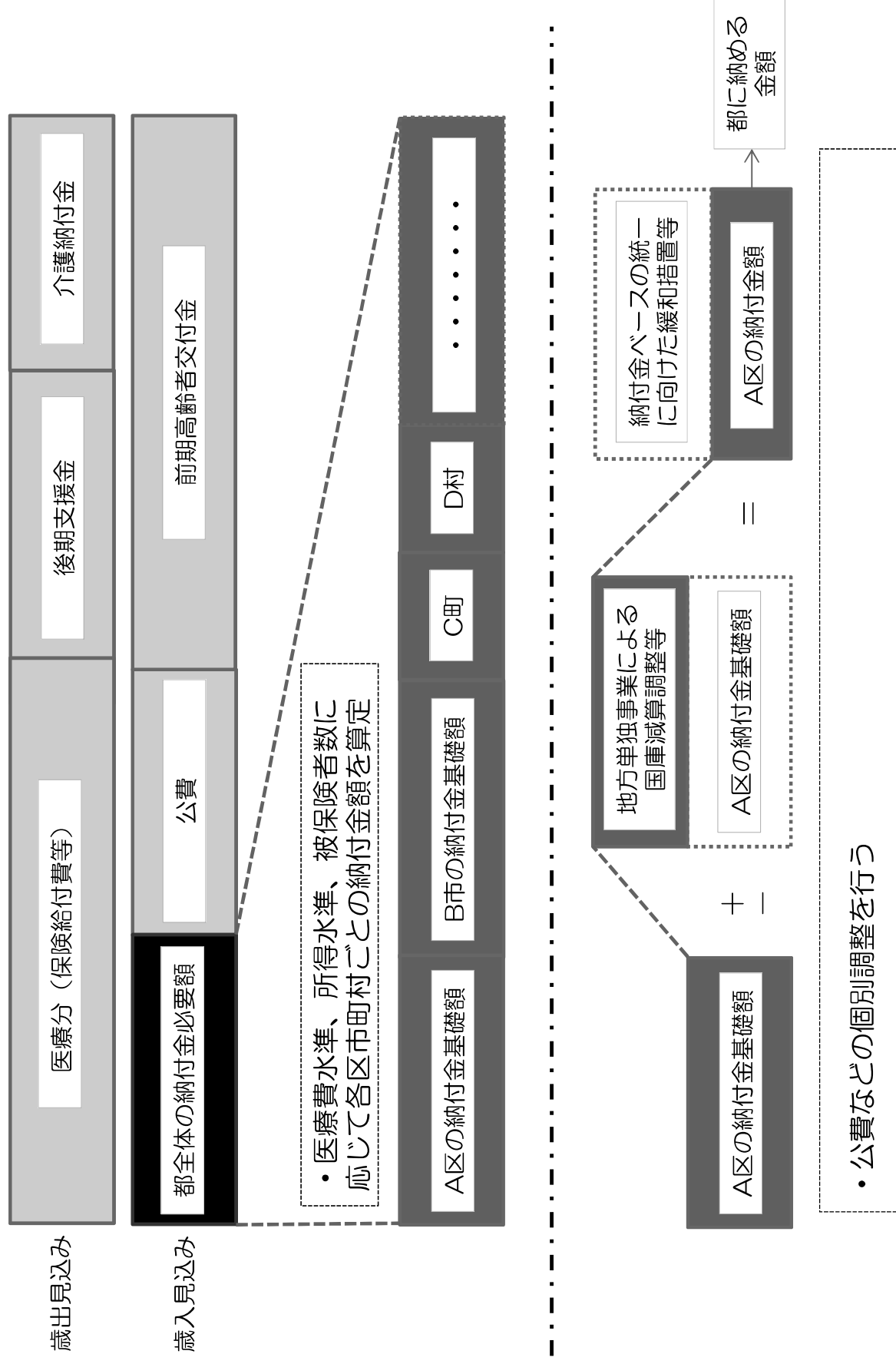
東京都保健医療局
令和7年2月6日

目次

- 1 令和7年度確定係数に基づく国保事業費
納付金等の算定結果について
- 2 令和5年度東京都国民健康保険事業会計
決算について
- 3 保険料水準の統一について

1 令和7年度確定係数に基づく国保 事業費納付金等の算定結果について

国保事業費納付金の算定



令和6年度・7年度の国公費について（拡充分の全体像）

平成30年度（2018年度）から、国は現行の定率国庫負担金等に加えて、1,700億円の公費を拡充			R6確定係数 反映額 (全国)	R6確定係数 反映額 (都)	R7確定係数 反映額 (全国)	R7確定係数 反映額 (都)
○<u>財政調整機能の強化</u> 【800億円程度】			600億円	※1	600億円	※1
＜普通調整交付金＞【600億円程度】			100億円	※2	100億円	※2
＜特別調整交付金（都道府県分）＞ 【100億円程度】 ・子どもの被保険者			100億円	※3	100億円	※3
○<u>保険者努力支援制度</u> 【800億円程度】			500億円	18億円	600億円	25億円
＜都道府県分＞【600億円程度】 ・医療費適正化の取組状況（都道府県平均） ・医療費水準に着目した評価 ・各都道府県の医療費適正化等に関する取組の実施状況			412億円 +88億円	39億円	312億円 +88億円	30億円
＜市町村分＞【400億円程度】 ※一部、特別調整交付金より配分			60億円	7億円	60億円	7億円
○<u>その他</u>			特別高額医療費共同事業			

※1 普通調整交付金の総額は182億円（R6確定係数126億円）と示されたが、公費拡充分は不明
 ※2 特別調整交付金（都道府県分）の総額は16億円（R6確定係数15億円）と示されたが、公費拡充分は不明
 ※3 特別調整交付金（市町村分）については、昨年度の実績データをもとに係数が示されたが、公費拡充分は不明

納付金の算定方法

■各区市町村に納付金を配分する際の基本的な考え方

○医療費水準の反映

⇒令和7年度は医療費指数反映係数 $\alpha=0.66$ とし、翌年度以降も段階的に引下げる
(令和5年度までは $\alpha=1$ (医療費水準を完全に反映)、令和6年度は $\alpha=0.83$)

(理由)

- ・納付金ベースの統一に向け医療費水準を反映させない必要があるため

○所得水準の反映

⇒都の所得水準 (医療分：1.34 応能分：57：43 (1.34：1)) を反映

(理由)

- ・同じ保険料率であっても、所得水準に応じて集められる保険料総額に違いが生じるため。

納 付 金 総 額	57	×	都全体に占める所得割合	×	当該区市町村の 医療費指数 ※医療費水準の反映 を段階的に引下げ	=	当該区市町村 の納付金
	43						

■都繰入金1号分による緩和措置

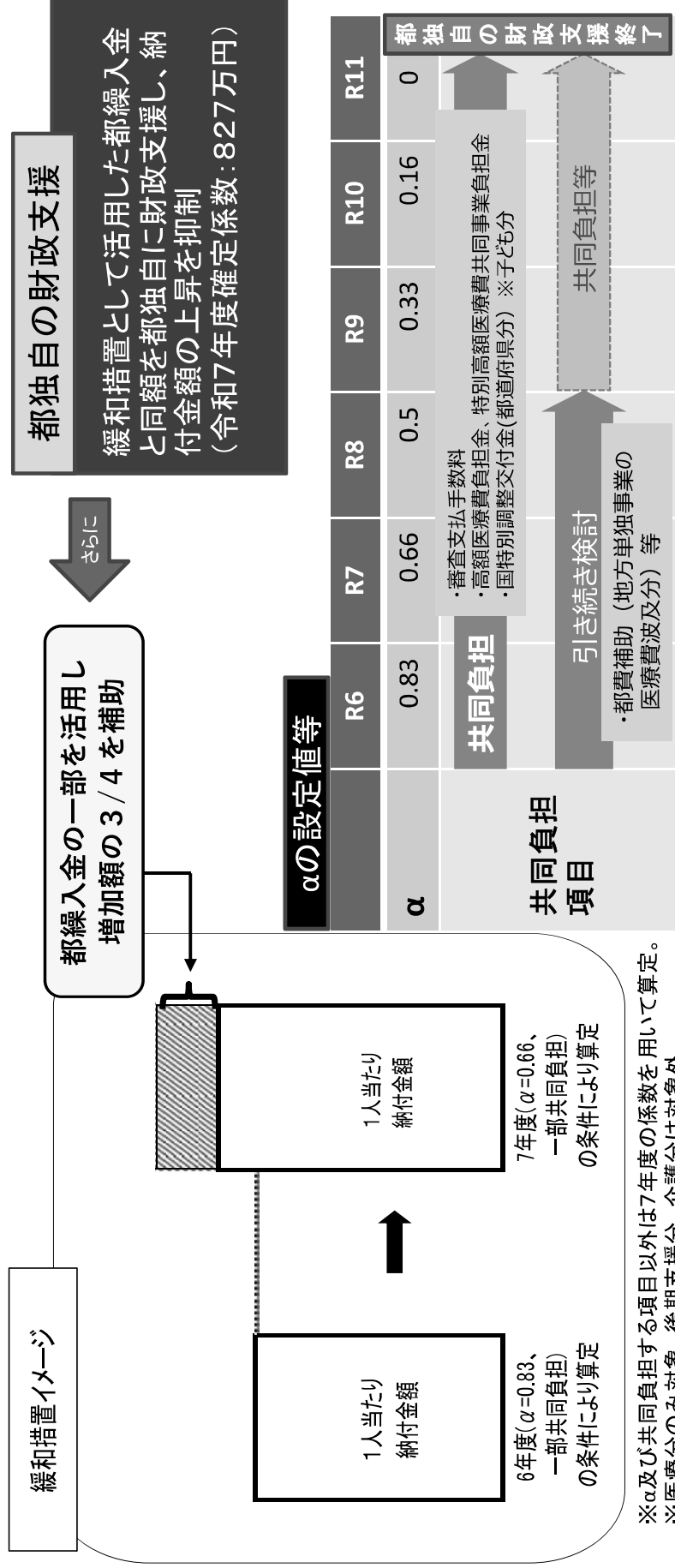
○納付金ベースの統一に向けた α の引き下げ等の納付金の算定方法を変更することにより、算定方法を変更しなかった場合と比べ、一部の区市町村の納付金 (被保険者の保険料) が増加する可能性がある。

○算定方法の変更による被保険者の保険料負担が急激に増加することを回避するため、算定方法を変更しなかった場合と比べ、被保険者一人当たりの納付金が増加する区市町村に対して、増加額の一部に都繰入金1号分を活用した緩和措置を行う。

納付金ベースの統一に向けた経過措置（令和7年度）

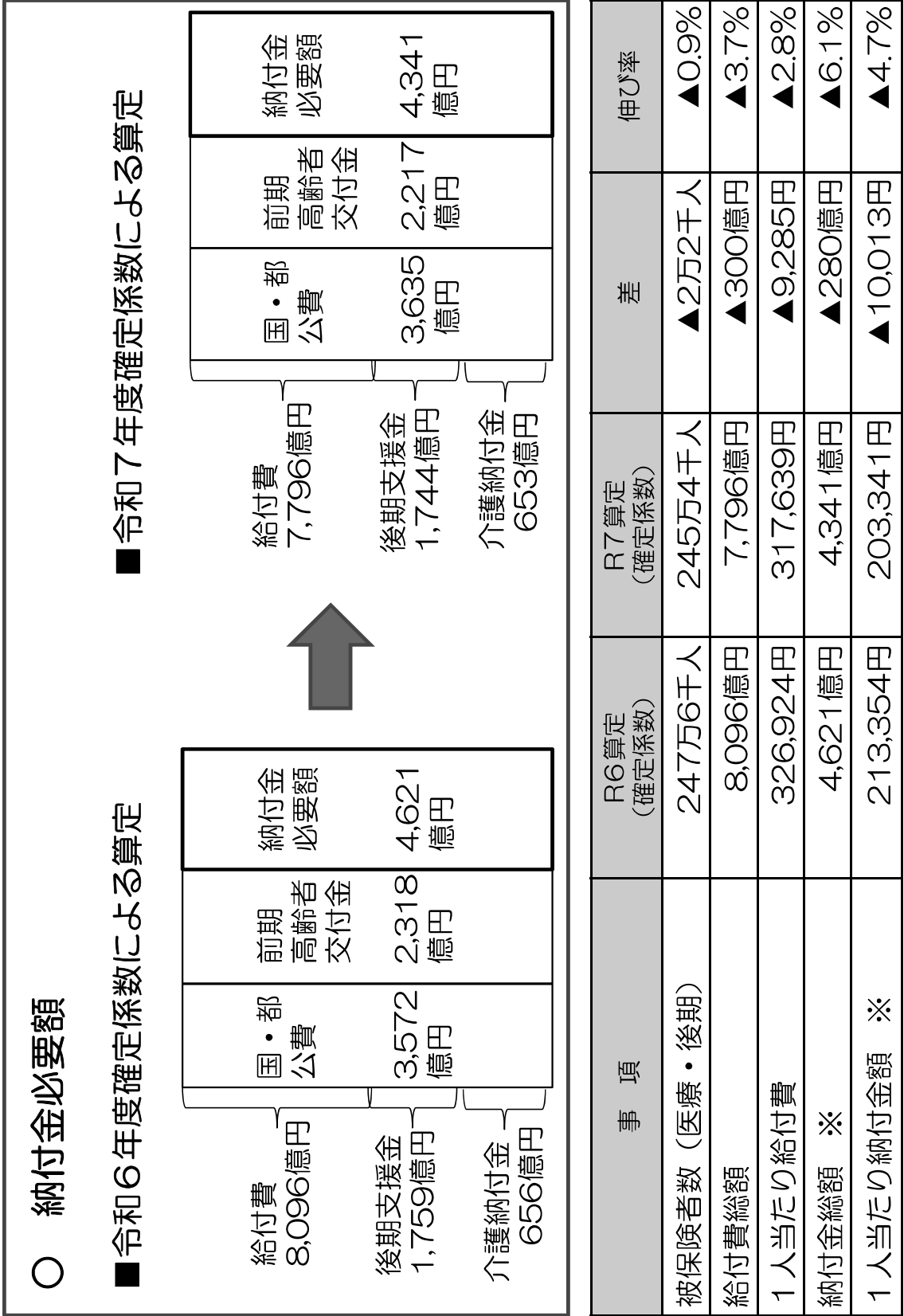
- 算定年度（令和7年度）の一人当たり納付金額を、 α の値※1、共同負担項目※2について算定前年度（令和6年度）の条件を用いた算定方法と比較し、納付金の増加額の3/4に対して、都繰入金（1号分）を活用した緩和措置を行う。
- 併せて活用した都繰入金（1号分）と同額を都独自に財政支援する。（事業期間：令和6年度～令和11年度）

※1 α は医療費指数反映係数であり、区市町村ごとへ納付金を配分する際に、医療費の水準をどの程度反映させるかを調整する係数。
 ※2 区市町村個別の納付金への加減算項目の一部について、令和6年度より都全体の収入・支出とし、共同負担を行う



※ α 及び共同負担する項目以外は7年度の係数を用いて算定。
 ※医療分のみ対象。後期支援分、介護分は対象外。

令和7年度確定係数に基づく納付金等の算定結果



※医療・後期・介護ごとに算出し、合算した金額

1人当たり保険料の算定結果（緩和措置後）

◆ 令和7年度確定係数に基づく保険料算定額と令和6年度確定係数に基づく保険料算定額の比較

令和7年度確定係数に 基づく保険料算定額	令和6年度確定係数に 基づく保険料算定額	伸び率
179,856円	190,436円	▲5.6%

※法定外繰入による軽減を行っていないと仮定した保険料額であり、実際の保険料額とは異なる。

標準保険料率の算定方法

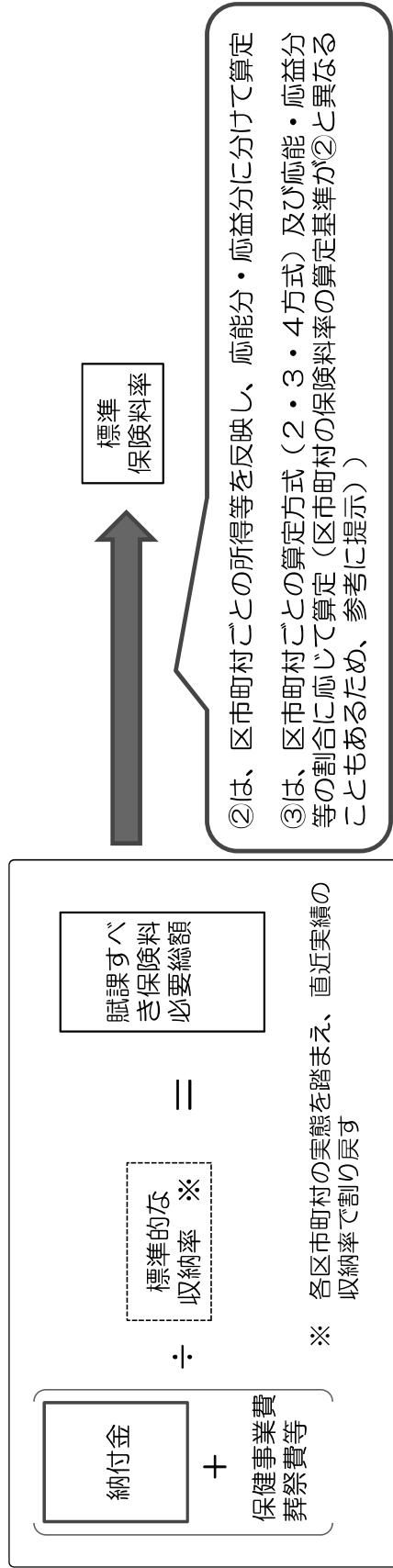
○ 標準保険料率の2つの役割

- (1) 各区市町村のあるべき保険料率(標準的な住民負担)の見える化(いわゆる「モノサシ」としての機能)
- (2) 各区市町村が具体的に目指すべき、直接参考になでる値

○ 都道府県は、各区市町村に対し、以下の3つの標準保険料率を示す。

①	都道府県標準保険料率	全国統一の算定基準による当該都道府県の保険料率の標準的な水準を表す
②	区市町村標準保険料率	都道府県内統一の算定基準による区市町村ごとの保険料率の標準的な水準を表す ⇒ 都においては2方式(所得割及び均等割)
③	区市町村ごとの算定基準に基づく標準的な保険料率	各区市町村の算定基準に基づく保険料率(3方式(所得割・均等割・平等割)等)

■ ②区市町村標準保険料率及び③区市町村ごとの算定基準に基づく標準的な保険料率の算定方法



2 令和5年度東京都国民健康 保険事業会計決算について

令和5年度東京都国民健康保険事業会計決算の概要

1 目的

区市町村が負担する保険給付に要する費用等に充てるため、区市町村に対して国民健康保険保険給付費等交付金の交付等を行う。

2 決算額

歳 入	1,113,044,098千円
歳 出	1,089,541,709千円
差引歳計剰余金	23,502,389千円

歳入		歳出	
事項	歳入額	事項	歳出額
分担金及負担金	459,160,645	管理費	121,539
国庫支出金	289,037,151	保険給付費等交付金	830,525,084
療養給付費等交付金	12	後期高齢者支援金	171,522,525
前期高齢者交付金	248,670,995	前期高齢者納付金	417,821
共同事業交付金	2,448,969	介護納付金	70,579,092
繰入金	92,983,965	共同事業拠出金	2,311,824
その他	20,742,361	その他	14,063,824
合計	1,113,044,098	合計	1,089,541,709

3 事業概要

■主な歳入事業

- (1) 分担金及負担金(国民健康保険事業費納付金) 459,160,645千円
都が医療給付費等の見込みを立てた上で、公費等の拠出で賄われる部分を
除いた額を国民健康保険事業費納付金の額として、区市町村ごとに決定
(区市町村ごとの年齢調整後の医療費水準、所得水準を反映)

(2) 国庫支出金

289,037,151千円

国から療養給付費等負担金等を収入

■主な歳出事業

- (1) 保険給付費等交付金 830,525,084千円
区市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する療養の給付等
に要する費用その他の国民健康保険事業に要する経費を支出

3 保険料水準の統一について

保険料水準の統一について

都の現状

昨年度改定した『東京都国民健康保険運営方針』において、保険料水準の統一に向けた基本的な考え方を示している

- 保険料水準の完全統一を進めることは、国保財政の安定化が図られるほか、都内のどこに住んでも、同じ所得水準・同じ世帯構成であれば同じ保険料水準となり、被保険者間の公平性の観点から望ましいとされている。
- 都においては、将来的に完全統一を目指していくが、区市町村における医療費水準や保険料（税）収納率等の差異があるため、直ちに完全統一とすることは困難。
- まずは、納付金算定において医療費水準等を反映せず、各区市町村の所得水準と被保険者数のみを用いる納付金ベースの統一に取り組み、令和12年度に納付金ベースの統一を目指す。

国の動向

令和6年6月21日『骨太の方針2024』を閣議決定

- ・ 国民健康保険制度については、都道府県内の保険料水準の統一を徹底する。

令和6年6月26日『保険料水準統一加速化プラン』を改定

- ・ 完全統一の目標年度を定めていない都道府県について、運営方針の中間見直し年度の前年（令和8年）までに、目標年度の意思決定ができるよう取組を進める。
- ・ 全国において、令和15年度までに完全統一に移行することを目指しつつ、遅くとも令和17年度（令和18年度保険料算定）までの完全統一への移行を目標とする。

今後の取組

国の方針を踏まえ、現行の運営方針の中間見直しに向け、区市町村との協議を進めていく

〈協議内容〉

- ✓ 保険料水準の完全統一に向けた課題整理や目標年度の設定

令和7年度確定係数に基づく納付金額

別紙 1

(単位:円)

		医療分	後期支援金分	介護納付金分	合計
1	千代田区	1,699,594,162	575,334,726	211,120,583	2,486,049,471
2	中央区	3,737,498,400	1,359,059,969	550,572,495	5,647,130,864
3	港区	6,654,763,718	2,432,894,404	962,030,127	10,049,688,249
4	新宿区	10,144,149,929	3,613,400,064	1,122,831,265	14,880,381,258
5	文京区	5,179,160,371	1,832,480,494	628,850,222	7,640,491,087
6	台東区	5,358,309,986	1,869,060,679	700,125,560	7,927,496,225
7	墨田区	5,812,313,288	1,989,934,608	722,895,027	8,525,142,923
8	江東区	9,956,582,391	3,364,336,058	1,212,005,834	14,532,924,283
9	品川区	8,189,224,209	2,800,795,587	1,052,364,813	12,042,384,609
10	目黒区	6,637,191,126	2,366,742,212	900,228,412	9,904,161,750
11	大田区	13,936,505,748	4,667,515,612	1,712,428,435	20,316,449,795
12	世田谷区	20,527,274,368	7,567,800,729	2,850,110,072	30,945,185,169
13	渋谷区	6,543,273,458	2,368,725,736	902,851,222	9,814,850,416
14	中野区	8,462,421,716	3,072,145,439	1,033,522,430	12,568,089,585
15	杉並区	12,941,846,396	4,784,916,057	1,703,443,934	19,430,206,387
16	豊島区	7,519,327,120	2,771,012,130	856,111,326	11,146,450,576
17	北区	7,754,950,845	2,654,789,651	862,248,483	11,271,988,979
18	荒川区	5,026,825,596	1,711,295,093	571,531,793	7,309,652,482
19	板橋区	11,982,697,996	4,161,565,917	1,383,057,185	17,527,321,098
20	練馬区	14,467,610,807	5,200,519,631	1,880,982,873	21,549,113,311
21	足立区	13,815,383,558	4,723,190,676	1,782,323,433	20,320,897,667
22	葛飾区	9,056,874,277	3,130,092,156	1,130,551,832	13,317,518,265
23	江戸川区	12,503,858,674	4,300,148,604	1,608,976,232	18,412,983,510
24	八王子市	10,940,986,674	3,967,522,012	1,324,340,308	16,232,848,994
25	立川市	3,530,769,157	1,277,093,852	459,454,000	5,267,317,009
26	武蔵野市	3,358,061,490	1,236,273,900	442,595,960	5,036,931,350
27	三鷹市	4,077,940,866	1,474,394,153	558,796,604	6,111,131,623
28	青梅市	2,701,790,615	997,222,257	327,862,865	4,026,875,737
29	府中市	5,215,269,364	1,882,979,178	691,672,242	7,789,920,784
30	昭島市	2,202,984,205	793,529,320	268,517,149	3,265,030,674
31	調布市	4,756,322,166	1,725,295,437	654,895,919	7,136,513,522
32	町田市	8,160,812,274	2,931,018,201	1,030,260,141	12,122,090,616
33	小金井市	2,469,479,956	908,173,407	308,720,911	3,686,374,274
34	小平市	3,755,632,361	1,367,305,680	489,453,326	5,612,391,367
35	日野市	3,353,555,265	1,206,326,864	413,508,048	4,973,390,177
36	東村山市	3,114,772,899	1,101,320,091	385,151,985	4,601,244,975
37	国分寺市	2,432,716,339	905,192,816	305,746,999	3,643,656,154
38	国立市	1,564,447,101	585,049,828	205,331,203	2,354,828,132
39	福生市	1,291,109,863	486,126,120	156,761,635	1,933,997,618
40	狛江市	1,675,072,534	612,045,354	230,169,142	2,517,287,030
41	東大和市	1,569,576,881	580,677,515	213,531,813	2,363,786,209
42	清瀬市	1,560,577,961	547,586,355	205,682,143	2,313,846,459
43	東久留米市	2,268,230,969	833,549,191	301,033,214	3,402,813,374
44	武蔵村山市	1,495,790,157	518,580,114	190,661,164	2,205,031,435
45	多摩市	2,921,524,981	1,066,623,986	365,345,453	4,353,494,420
46	稲城市	1,650,293,003	611,036,582	222,656,031	2,483,985,616
47	羽村市	1,074,929,857	391,262,434	125,440,468	1,591,632,759
48	あきる野市	1,630,878,894	607,813,604	210,548,219	2,449,240,717
49	西東京市	4,129,960,963	1,516,075,721	558,725,805	6,204,762,489
50	瑞穂町	712,707,153	270,518,459	94,824,709	1,078,050,321
51	日の出町	320,833,596	114,955,051	36,207,580	471,996,227
52	檜原村	49,807,452	18,757,547	6,125,485	74,690,484
53	奥多摩町	103,465,346	35,347,405	10,177,034	148,989,785
54	大島町	204,990,800	70,729,032	25,378,557	301,098,389
55	利島村	7,254,228	3,302,713	948,729	11,505,670
56	新島村	68,416,115	24,549,274	8,446,371	101,411,760
57	神津島村	67,624,270	26,572,951	10,261,381	104,458,602
58	三宅村	52,707,417	17,415,966	5,999,457	76,122,840
59	御蔵島村	10,770,403	3,571,074	1,711,801	16,053,278
60	八丈町	190,896,480	78,710,597	29,319,108	298,926,185
61	青ヶ島村	5,551,313	1,777,478	319,590	7,648,381
62	小笠原村	84,569,580	36,539,805	17,124,463	138,233,848
都計		292,690,719,087	104,150,577,556	37,234,870,600	434,076,167,243

令和7年度確定係数に基づく1人当たり保険料額

別紙 2

(単位:円)

No.	区市町村名	令和7年度算定結果 法定外繰入前 (A)	令和6年度算定結果 法定外繰入前 (B)	伸び率
1	千代田区	258,227	276,910	▲ 6.75%
2	中央区	209,696	220,160	▲ 4.75%
3	港区	214,496	227,659	▲ 5.78%
4	新宿区	178,223	191,035	▲ 6.71%
5	文京区	207,557	222,611	▲ 6.76%
6	台東区	187,278	200,920	▲ 6.79%
7	墨田区	174,066	187,018	▲ 6.93%
8	江東区	184,421	196,879	▲ 6.33%
9	品川区	200,271	215,314	▲ 6.99%
10	目黒区	209,692	221,924	▲ 5.51%
11	大田区	187,308	201,856	▲ 7.21%
12	世田谷区	199,825	210,039	▲ 4.86%
13	渋谷区	211,351	222,968	▲ 5.21%
14	中野区	179,720	191,343	▲ 6.07%
15	杉並区	187,575	197,073	▲ 4.82%
16	豊島区	164,378	177,426	▲ 7.35%
17	北区	167,345	181,901	▲ 8.00%
18	荒川区	170,228	184,877	▲ 7.92%
19	板橋区	171,395	184,746	▲ 7.23%
20	練馬区	175,384	183,428	▲ 4.39%
21	足立区	169,920	180,943	▲ 6.09%
22	葛飾区	164,676	171,654	▲ 4.07%
23	江戸川区	171,410	179,709	▲ 4.62%
24	八王子市	157,478	163,429	▲ 3.64%
25	立川市	171,292	177,140	▲ 3.30%
26	武蔵野市	205,407	211,783	▲ 3.01%
27	三鷹市	186,612	199,123	▲ 6.28%
28	青梅市	156,977	162,594	▲ 3.45%
29	府中市	184,291	194,261	▲ 5.13%
30	昭島市	162,862	170,316	▲ 4.38%
31	調布市	185,863	196,570	▲ 5.45%
32	町田市	171,585	179,162	▲ 4.23%
33	小金井市	185,082	192,581	▲ 3.89%
34	小平市	168,271	180,693	▲ 6.87%
35	日野市	169,824	177,426	▲ 4.28%
36	東村山市	161,466	173,674	▲ 7.03%
37	国分寺市	182,376	186,762	▲ 2.35%
38	国立市	171,924	179,281	▲ 4.10%
39	西東京市	179,145	186,294	▲ 3.84%
40	福生市	153,715	161,394	▲ 4.76%
41	狛江市	175,675	186,249	▲ 5.68%
42	東大和市	154,175	161,402	▲ 4.48%
43	清瀬市	171,824	181,534	▲ 5.35%
44	東久留米市	170,198	179,604	▲ 5.24%
45	武蔵村山市	160,021	167,872	▲ 4.68%
46	多摩市	171,694	182,658	▲ 6.00%
47	稲城市	183,662	189,810	▲ 3.24%
48	あきる野市	156,848	161,819	▲ 3.07%
49	羽村市	155,401	164,402	▲ 5.47%
50	瑞穂町	161,342	164,461	▲ 1.90%
51	日の出町	149,162	156,169	▲ 4.49%
52	檜原村	128,604	122,213	5.23%
53	奥多摩町	151,996	164,775	▲ 7.76%
54	大島町	162,959	178,222	▲ 8.56%
55	利島村	13,294	67,407	▲ 80.28%
56	新島村	165,982	168,244	▲ 1.34%
57	神津島村	184,886	177,001	4.45%
58	三宅村	170,811	174,221	▲ 1.96%
59	御蔵島村	65,836	57,009	15.48%
60	八丈町	148,362	151,795	▲ 2.26%
61	青ヶ島村	▲ 83,074	▲ 121,129	－
62	小笠原村	176,502	160,502	9.97%
区市町村計		179,856	190,436	▲ 5.56%

※1人当たり保険料額は、医療分・後期分の一般被保険者分に係る保険料総額を一般被保険者数で除した額と、介護納付金分の保険料総額(退職被保険者等分を含む)を介護2号被保険者数で除した額を合計して算出

※令和6年度算定結果(A)は、医療分について、保険料水準201に向けた緩和措置を行っている。

令和7年度確定係数に基づく標準保険料率

別紙 3

①都道府県標準保険料率			②区市町村標準保険料率(2方式)										③区市町村ごとの算定基準に基づく標準的な保険料率										
	医療分	後期支援金分	所得割(%)		均等割(円)		医療分		介護給付金分		医療分		介護給付金分		医療分		介護給付金分		医療分		介護給付金分		
			所得割(%)	均等割(円)	所得割(%)	均等割(円)	所得割(%)	均等割(円)	所得割(%)	均等割(円)	所得割(%)	均等割(円)	所得割(%)	均等割(円)	所得割(%)	均等割(円)	所得割(%)	均等割(円)	所得割(%)	均等割(円)	所得割(%)	均等割(円)	
1	千代田区	8.36	51,120	2.89	17,417	2.39	17,408	8.53	0	52,481	0	16,959	0	1.96	0	19,812	0	0	1.96	0	19,812	0	0
2	中央区	7.88	48,211	2.84	17,727	2.41	17,541	7.90	0	48,171	0	17,903	0	2.37	0	17,994	0	0	2.37	0	17,994	0	0
3	港区	8.36	51,133	3.07	18,518	2.51	18,297	4.55	0	51,856	0	19,000	0	1.80	0	18,254	0	0	1.80	0	18,254	0	0
4	新宿区	8.82	53,947	3.18	19,185	2.52	18,336	10.03	0	51,471	0	3,46	0	3.46	0	18,461	0	0	3.46	0	18,461	0	0
5	文京区	7.89	48,261	2.86	17,217	2.35	17,104	8.42	0	49,486	0	17,833	0	2.47	0	18,121	0	0	2.47	0	18,121	0	0
6	台東区	8.51	52,052	3.01	18,152	2.45	17,842	8.56	0	55,212	0	19,417	0	2.22	0	19,344	0	0	2.22	0	19,344	0	0
7	墨田区	8.26	50,559	2.89	17,390	2.36	17,166	8.28	0	50,856	0	17,637	0	2.31	0	17,637	0	0	2.31	0	17,637	0	0
8	江東区	8.53	52,161	2.92	17,591	2.40	17,455	9.23	0	46,760	0	17,542	0	2.35	0	17,465	0	0	2.35	0	17,465	0	0
9	品川区	8.26	50,531	2.87	17,303	2.38	17,288	8.25	0	51,636	0	17,851	0	2.39	0	17,353	0	0	2.39	0	17,353	0	0
10	目黒区	7.80	47,729	2.82	16,977	2.30	16,751	8.01	0	47,411	0	17,037	0	2.22	0	17,236	0	0	2.22	0	17,236	0	0
11	大田区	8.51	52,040	2.90	17,469	2.39	17,413	8.38	0	52,344	0	17,726	0	2.76	0	17,397	0	0	2.76	0	17,397	0	0
12	世田谷区	7.98	48,812	2.98	17,968	2.36	17,204	8.25	0	47,535	0	18,158	0	2.30	0	16,758	0	0	2.30	0	16,758	0	0
13	渋谷区	8.05	49,271	2.96	17,823	2.41	17,540	8.37	0	51,020	0	18,650	0	2.38	0	18,338	0	0	2.38	0	18,338	0	0
14	中野区	8.21	50,253	3.02	18,205	2.46	17,929	9.16	0	47,237	0	17,256	0	2.29	0	19,526	0	0	2.29	0	19,526	0	0
15	杉並区	7.83	47,915	2.86	17,889	2.37	17,276	8.39	0	45,638	0	17,619	0	2.33	0	17,380	0	0	2.33	0	17,380	0	0
16	豊島区	7.58	46,344	2.80	17,482	2.33	16,928	8.20	0	45,998	0	17,502	0	2.33	0	18,845	0	0	2.33	0	18,845	0	0
17	北区	8.39	51,343	2.94	17,721	2.41	17,563	8.78	0	50,571	0	17,980	0	2.37	0	17,519	0	0	2.37	0	17,519	0	0
18	荒川区	8.06	49,301	2.86	17,029	2.34	17,029	8.47	0	49,516	0	17,089	0	2.28	0	16,731	0	0	2.28	0	16,731	0	0
19	板橋区	8.40	51,385	2.84	17,729	2.39	17,431	8.80	0	49,721	0	17,294	0	2.33	0	17,471	0	0	2.33	0	17,471	0	0
20	練馬区	7.57	46,289	2.83	17,055	2.31	16,833	7.70	0	45,328	0	16,451	0	2.32	0	16,386	0	0	2.32	0	16,386	0	0
21	足立区	8.73	53,414	3.04	18,310	2.50	18,167	8.70	0	52,132	0	18,405	0	2.44	0	17,987	0	0	2.44	0	17,987	0	0
22	葛飾区	8.37	51,203	2.86	17,829	2.33	16,970	7.85	0	53,576	0	18,904	0	2.12	0	17,971	0	0	2.12	0	17,971	0	0
23	江戸川区	8.37	51,189	2.95	17,805	2.43	17,659	8.42	0	51,188	0	17,951	0	2.44	0	17,653	0	0	2.44	0	17,653	0	0
24	八王子市	7.13	43,611	2.77	16,890	2.25	16,377	7.57	0	38,637	0	14,689	0	2.51	0	14,032	0	0	2.51	0	14,032	0	0
25	立川市	7.94	48,563	2.89	17,396	2.37	17,256	8.16	0	43,041	0	16,282	0	2.11	0	16,320	0	0	2.11	0	16,320	0	0
26	武蔵野市	7.68	46,966	2.92	17,583	2.37	17,273	7.45	0	42,573	0	16,709	0	2.09	0	17,728	0	0	2.09	0	17,728	0	0
27	三鷹市	7.23	44,251	2.84	17,106	2.32	16,906	7.10	0	38,171	0	15,511	0	2.74	0	17,254	0	0	2.74	0	17,254	0	0
28	青梅市	7.45	45,585	2.97	17,926	2.48	18,040	7.59	0	42,259	0	17,532	0	2.52	0	17,210	0	0	2.52	0	17,210	0	0
29	府中市	7.89	48,292	2.95	17,767	2.39	17,388	8.08	0	39,874	0	14,417	0	2.46	0	14,961	0	0	2.46	0	14,961	0	0
30	昭島市	7.64	46,721	2.84	17,131	2.35	17,084	8.22	0	39,104	0	14,791	0	2.26	0	17,623	0	0	2.26	0	17,623	0	0
31	調布市	7.67	46,906	2.91	17,551	2.38	17,325	6.99	0	45,407	0	17,151	0	2.67	0	16,684	0	0	2.67	0	16,684	0	0
32	町田市	7.70	47,102	2.84	17,143	2.31	16,842	7.99	0	40,448	0	14,737	0	2.42	0	14,863	0	0	2.42	0	14,863	0	0
33	小金井市	7.11	43,522	2.86	17,225	2.32	16,853	7.59	0	34,638	0	17,612	0	2.82	0	17,165	0	0	2.82	0	17,165	0	0
34	小平市	7.31	44,711	2.84	17,147	2.31	16,803	7.75	0	37,119	0	16,669	0	2.11	0	17,934	0	0	2.11	0	17,934	0	0
35	日野市	7.53	46,071	2.91	17,521	2.37	17,235	7.18	0	46,012	0	17,362	0	2.55	0	13,814	0	0	2.55	0	13,814	0	0
36	東村山市	7.53	46,071	2.91	17,521	2.37	17,235	7.18	0	46,012	0	17,362	0	2.28	0	17,459	0	0	2.28	0	17,459	0	0
37	国分寺市	7.32	44,772	2.86	17,200	2.33	16,841	8.62	0	27,530	0	12,772	0	2.59	0	11,541	0	0	2.59	0	11,541	0	0
38	国立市	6.72	41,115	2.83	17,047	2.30	16,717	8.30	0	22,252	0	12,691	0	2.67	0	11,094	0	0	2.67	0	11,094	0	0
39	福生市	7.58	46,360	2.85	17,152	2.36	17,150	8.05	0	44,331	0	17,180	0	2.87	0	17,567	0	0	2.87	0	17,567	0	0
40	狛江市	6.89	42,171	2.83	17,086	2.30	16,716	7.56	0	30,379	0	13,750	0	2.34	0	14,599	0	0	2.34	0	14,599	0	0
41	東大和市	6.68	40,842	2.82	16,977	2.29	16,653	6.83	0	36,983	0	15,206	0	2.88	0	14,981	0	0	2.88	0	14,981	0	0
42	清瀬市	7.82	47,807	2.87	17,313	2.31	16,840	9.01	0	33,611	0	12,700	0	2.65	0	12,632	0	0	2.65	0	12,632	0	0
43	東久留米市	7.60	46,492	2.85	17,148	2.33	16,941	7.21	0	45,714	0	16,465	0	2.68	0	16,771	0	0	2.68	0	16,771	0	0
44	武蔵村山市	7.81	47,789	2.91	17,546	2.37	17,682	8.53	0	41,275	0	17,887	0	2.70	0	16,634	0	0	2.70	0	16,634	0	0
45	多摩市	7.55	46,172	2.90	17,472	2.37	17,255	8.00	0	36,462	0	16,054	0	2.76	0	14,278	0	0	2.76	0	14,278	0	0
46	稲城市	7.26	44,394	2.92	17,574	2.33	16,954	7.88	0	32,095	0	13,326	0	2.92	0	7,946	0	0	2.92	0	7,946	0	0
47	羽村市	7.01	42,900	2.84	17,093	2.29	16,669	7.88	0	34,957	0	15,116	0	3.01	0	15,067	0	0	3.01	0	15,067	0	0
48	あきる野市	6.92	4																				

令和7年度納付金算定に反映した各区市町村の所得水準及び医療費水準の状況

No.	区市町村名	所得金額(医療分)		医療費指数 ※都平均を1とした場合
		1人当たり額	指数 ※都平均を1とした場合	
1	千代田区	1,350,824	1.646	1.078
2	中央区	1,086,116	1.323	0.965
3	港区	1,111,556	1.354	0.960
4	新宿区	777,947	0.948	0.995
5	文京区	996,649	1.214	1.007
6	台東区	862,994	1.051	1.028
7	墨田区	786,744	0.959	1.057
8	江東区	794,398	0.968	1.079
9	品川区	951,058	1.159	1.060
10	目黒区	1,076,212	1.311	0.995
11	大田区	853,280	1.040	1.094
12	世田谷区	998,374	1.216	0.946
13	渋谷区	1,100,289	1.341	0.973
14	中野区	825,809	1.006	0.967
15	杉並区	921,597	1.123	0.939
16	豊島区	768,209	0.936	0.944
17	北区	727,238	0.886	1.056
18	荒川区	723,930	0.882	1.066
19	板橋区	733,531	0.894	1.036
20	練馬区	814,538	0.992	0.983
21	足立区	686,205	0.836	1.060
22	葛飾区	694,541	0.846	1.042
23	江戸川区	718,090	0.875	1.050

※ 所得金額(医療分)は、令和4年度～令和6年度の平均所得(8月末時点における4月1日現在の賦課限度額控除後基準総所得金額)

※ 医療費指数は、全国を1とした場合の令和3年度～令和5年度までの3年平均を、都を1として算出

No.	区市町村名	所得金額(医療分)		医療費指数 ※都平均を1とした場合
		1人当たり額	指数 ※都平均を1とした場合	
24	八王子市	690,129	0.841	0.971
25	立川市	736,970	0.898	0.975
26	武蔵野市	1,017,273	1.239	0.950
27	三鷹市	904,157	1.102	0.976
28	青梅市	668,982	0.815	0.944
29	府中市	815,921	0.994	0.978
30	昭島市	691,070	0.842	0.976
31	調布市	868,732	1.058	0.970
32	町田市	738,697	0.900	0.984
33	小金井市	895,594	1.091	0.949
34	小平市	762,706	0.929	0.965
35	日野市	753,034	0.917	0.984
36	東村山市	707,802	0.862	1.010
37	国分寺市	867,747	1.057	0.928
38	国立市	834,041	1.016	0.925
39	福生市	644,631	0.785	0.912
40	狛江市	837,382	1.020	0.958
41	東大和市	697,472	0.850	0.939
42	清瀬市	724,320	0.882	1.020
43	東久留米市	748,513	0.912	0.951
44	武蔵村山市	643,267	0.784	1.046
45	多摩市	746,032	0.909	0.959
46	稲城市	848,817	1.034	0.939
47	羽村市	684,010	0.833	0.964
48	あきる野市	691,003	0.842	0.930
49	西東京市	803,394	0.979	0.951
50	瑞穂町	710,576	0.866	0.903
51	日の出町	627,524	0.765	0.989
52	檜原村	643,298	0.784	0.921
53	奥多摩町	576,170	0.702	1.061
54	大島町	692,346	0.844	1.046
55	利島村	791,176	0.964	0.655
56	新島村	704,155	0.858	0.993
57	神津島村	911,963	1.111	0.849
58	三宅村	689,162	0.840	1.103
59	御蔵島村	922,965	1.124	1.100
60	八丈町	701,697	0.855	0.815
61	青ヶ島村	1,157,916	1.411	1.158
62	小笠原村	886,132	1.080	0.772
東京都		820,788	1.000	1.000
特別区		844,881	1.029	1.017
市町村		766,596	0.934	0.967

令和 6 年度第 1 回
東京都国民健康保険運営協議会
会 議 録

令和 6 年 1 1 月 2 6 日
東京都保健医療局

(午前10時00分 開会)

○国民健康保険課長 皆様、大変お待たせいたしました。オンラインでご参加の委員の皆様は、カメラをオンにいただけますでしょうか。

ただいまから令和6年度第1回東京都国民健康保険運営協議会を開催させていただきます。

本日は、お忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。私は、本協議会の事務局を務めます保健医療局保健政策部国民健康保険課長の千葉と申します。会長が選任されるまでの間、進行を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本日の会議でございますが、会場にご出席の方々とオンラインで参加の方々の併用の形式となっております。

オンラインでご参加の方々には、3点お願いがございます。

1点目。カメラは常にオンにいただきまして、ご発言時以外はマイクをミュートにしてご出席をお願いいたします。ご発言の際にマイクをオンにしてください。

2点目。ご発言の際は、お名前を名乗ってからご発言をお願いいたします。また、可能な限り大きな声でご発言いただきますようよろしくお願いいたします。

3点目。何かトラブル等がございましたら、緊急連絡先にお電話いただくか、チャット機能等で事務局までお知らせください。

次に、委員の出欠状況についてでございます。東京都国民健康保険運営協議会条例第6条の規定に基づきまして、本運営協議会の成立には、過半数の委員の方のご出席が必要でございます。本日は、全委員21名のうち、現時点で19名の方にご出席いただいておりますので、運営協議会が有効に成立していることをご報告させていただきます。

次に、本日机上にお配りしております資料です。オンラインでご参加いただいている委員におかれましては、事前にメールでお送りしている資料をお手元にご準備願います。

最初に、第1回東京都国民健康保険運営協議会次第。次に、東京都国民健康保険運営協議会委員名簿。次に、令和6年度第1回東京都国民健康保険運営協議会資料。次に、令和6年度第1回東京都国民健康保険運営協議会参考資料でございます。

何か不足や落丁等ございましたら、お気づきのたびごとに事務局までお申出をよろしくお願いいたします。

次に、会議の公開についてでございます。本協議会は条例に基づき公開となっております。本日は、傍聴の方もウェブでご参加いただいております。なお、会議資料につきましては、本日よりホームページで公開しております。また、本日の議事録につきましては、後日ホームページで公開をする予定となっておりますので、ご承知おきよろしくお願いいたします。

それでは、ご出席の委員をご紹介します。お手元の東京都国民健康保険運営協議会委員名簿の順に基づき、私から委員のご紹介をさせていただきます。会場にご出席の委員の皆様におかれましては、どうぞ座ったままでよろしくお願いいたします。

最初に、被保険者代表の委員でございます。

下山千代子委員でございます。

○下山委員 下山です。

○国民健康保険課長 岡田幸男委員です。

○岡田委員 岡田でございます。よろしくお願いいたします。

○国民健康保険課長 宮本直樹委員です。

○宮本委員 宮本です。よろしくお願いいたします。

○国民健康保険課長 山本祥代委員です。

○国民健康保険課長 井垣美穂委員です。

○国民健康保険課長 古賀雅之委員です。

○古賀委員 古賀でございます。よろしくお願いいたします。

○国民健康保険課長 次に、保険医または保険薬剤師代表の委員の皆様でございます。

蓮沼剛委員につきましては、本日、ご都合により欠席のご連絡を頂いております。

弘瀬知江子委員につきましては、遅れて入られるということです。

荘司輝昭委員です。

○荘司委員 よろしくお願ひします。

○国民健康保険課長 次に、大坪由里子委員です。

○大坪委員 よろしくお願ひします。

○国民健康保険課長 次に、井上恵司委員につきましては、ご都合により欠席のご連絡を頂いております。

次に、高橋正夫委員です。

○高橋委員 よろしくお願ひいたします。

○国民健康保険課長 続きまして、公益代表の委員の方々をご紹介します。

こいそ明委員です。

○こいそ委員 おはようございます。よろしくお願いします。

○国民健康保険課長 森口つかさ委員です。

○森口委員 よろしくお願いいたします。

○国民健康保険課長 うすい浩一委員です。

○うすい委員 よろしくお願いいたします。

○国民健康保険課長 和泉なおみ委員です。

○和泉委員 おはようございます。よろしくお願いいたします。

○国民健康保険課長 菊池馨実委員です。

○菊池委員 よろしくお願いいたします。

○国民健康保険課長 西村ユミ委員です。

○西村委員 よろしくお願いいたします。

○国民健康保険課長 次に、被用者保険等保険者代表の委員の方々でございます。

桃原慎一郎委員です。

○桃原委員 よろしくお願いいたします。

○国民健康保険課長 菅牟田健一委員です。

○国民健康保険課長 柴田潤一郎委員です。

○柴田委員 よろしくお願いいたします。

○国民健康保険課長 以上の皆様で本協議会を行っていきたいと思います。委員の皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、東京都福祉保健局の幹部職員を紹介させていただきます。

保健医療局地域保健担当部長の井上でございます。

○地域保健担当部長 よろしくお願いいたします。

○国民健康保険課長 保健医療局保健政策部保険財政担当課長の竹中でございます。

○保険財政担当課長 よろしくお願いいたします。

○国民健康保険課長 次に、会長の選任に移りたいと思います。

本日は、任期が改まって初めての国民健康保険運営協議会でございますので、会長の選任を行いたいと存じます。

条例第4条の規定によりまして、会長は委員が互選により選出することとなっております。

す。会長の選任につきまして、どなたかご意見はございますでしょうか。

桃原委員、お願いします。

○桃原委員 会長には社会保障制度に精通されまして、国の社会保障審議会の委員も務められていらっしゃいます菊池委員が適任と存じますので、ご推薦申し上げます。

○国民健康保険課長 ありがとうございます。ただいま桃原委員から菊池委員を会長にご推薦するとのご意見を頂きました。皆様、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

○国民健康保険課長 ありがとうございます。それでは、菊池委員に会長をお願いしたいと存じます。菊池委員、よろしいでしょうか。

○菊池委員 はい。

○国民健康保険課長 それでは、菊池会長には一言ご挨拶を頂いたあとに、議事の進行をお願いしたいと思います。菊池会長、どうぞよろしく願いいたします。

○菊池会長 ただ今ご指名いただきました菊池でございます。どうぞよろしく願いいたします。

私は、東京都の国民健康保険審査会の委員を務めさせていただいております、そちらは不服審査、不服申立て機関でございますが、こちらは国保の運営そのものということで、全被保険者の皆様に関わりのある大事な会議体ということでご指名いただきまして非常に緊張しておりますけれども、皆様が発言しやすい、忌憚なくご発言いただけるような進行役を務めさせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは早速でございますが、議事に入ります前に、まず会長の代理者の指名をさせていただきます。

東京都国民健康保険運営協議会条例第4条第3項により、会長が指名することとされておりますので、私から指名させていただきたいと存じます。会長代理は、都の医療費適正化計画検討委員会の委員もお務めでいらっしゃいます東京都立大学の西村委員をお願いしたいと存じます。西村委員、よろしいでしょうか。

○西村委員 承りました。どうぞよろしく願いいたします。

○菊池会長 よろしく願いいたします。

それでは、次に保健医療局の井上地域保健担当部長からご挨拶を頂きたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○地域保健担当部長 保健医療局地域保健担当部長の井上でございます。着座にて失礼い

たします。

委員の皆様方におかれましては、ご多用のところ本協議会にご出席を賜り、心より感謝申し上げます。また、日頃から国民健康保険事業をはじめ都の保健医療行政につきまして、多大なるご支援、ご協力を頂きまして改めて御礼を申し上げます。

さて、ご承知のとおり、国民健康保険制度の安定化を図るため、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となって、区市町村とともに国民健康保険制度の運営を担うこととされました。

本協議会は、国民健康保険事業の運営に関する重要事項について審議を行う場として設置されたものでありまして、国保事業納付金の徴収に関すること、国保運営方針の作成に関することなどを審議事項としてございます。

本日の協議会では、運営方針に基づく令和6年度の取組状況や令和7年度国保事業の納付金算定についてご説明いたしますので、委員の皆様におかれましては、忌憚のないご意見を頂ければと思います。

都は、引き続き区市町村、関係団体等と連携を図りながら、制度の円滑な運営に努めてまいります。委員の皆様方におかれましては、お力添えを頂きますよう心よりお願い申し上げます。まして、ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○菊池会長 どうもありがとうございました。

それでは、さっそく議事に入らせていただきます。今日は4件ございます。

- (1) 東京都国民健康保険運営協議会について
- (2) 東京都国民健康保険の現状について
- (3) 東京都国民健康保険運営方針に基づく令和6年度の取組について
- (4) 令和7年度国保事業費納付金等の算定について

まとめて事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、説明をさせていただきます。

令和6年度第1回東京都国民健康保険運営協議会資料をご用意お願いいたします。

資料をおめくりいただきますと、目次がございます。目次の1から4まで一括してご説明をさせていただきます。

2ページ目を御覧ください。

東京都国民健康保険運営協議会につきましては、国保制度改革に伴い、都道府県において国保事業の運営に関する重要事項について審議する場として、法及び条例により設置され

ているものでございます。

都道府県に設置される国保運営協議会におきましては、主な審議事項として、国保事業費納付金について、また国保運営方針の作成、その他の重要事項が審議事項とされております。

委員につきましては、記載のとおり被保険者代表、保険医または保険薬剤師代表、公益代表、被用者保険代表から構成されるものとなっております。

3 ページを御覧ください。

令和6年度の国保運営協議会の開催予定でございます。

第1回、本日につきましては、令和6年11月26日。記載の事項をご説明する予定となっております。第2回につきましては、来年、令和7年2月を予定しておりまして、令和7年度納付金、標準保険料率の算定結果、令和5年度決算についてお示しする予定となっております。

続きまして4ページ「東京都の国民健康保険の現状について」でございます。

5 ページをお開きください。「東京都の国民健康保険の現状」ということで、左側、令和4年度の決算等に基づき更新したものとなっております。被保険者数、それから1人当たり平均所得、1人当たり保険料、所得に対する保険料負担率、収納率、滞納世帯割合について記載のとおりとなっております。

5 ページの右側、医療給付費等の総額について、財源構成といたしまして、保険料、保険者努力支援制度交付金等、国の調整交付金、国の定率国庫負担、都繰入金、前期高齢者交付金により賄うこととなっております。

金額、公費の内訳につきましては、記載のとおりでございます。

6 ページから「東京都国民健康保険運営方針に基づく令和6年度の実施について」をご説明いたします。

こちらの内容におきましては、運営方針の中で特に重要な事項についてご説明をさせていただきます。

○事務局 それでは、7 ページを御覧ください。

「国保財政健全化の実施について」について、運営方針における取組の方向性につきましては記載のとおりとなっております。区市町村においては、国保財政健全化計画を策定し、計画的に赤字を削減・解消していく。都におきましては、区市町村の取組状況を把握し、必要な助言を実施するとされております。

また、都全体の削減目標として、赤字の区市町村数を令和8年度末には35、令和11年

度末に18とすることを目指してございます。

国保財政健全化計画策定状況につきましてですが、赤字の削減目標年次、削減予定額及び具体的な取組内容を定めた「区市町村国保財政健全化計画」を現在都内59の区市町村が策定しております。

都のこれまでの取組についてですが、計画の策定時点におきまして、区市町村へヒアリングを実施しており、さらに都のホームページに区市町村の計画及び法定外繰入等の額、解消予定年次等を見える化し、公表しております。

また、区市町村に対し解消に向けた助言等を行うほか、計画期間が長期の区市町村に個別のヒアリングも実施しているところでございます。

国の動きとしましては、記載のとおり、令和2年度交付分の保険者努力支援制度からマイナス評価が導入されており、公費獲得の観点からもこの解消について、都においても必要な指導・助言を行っていきたいと考えております。

○事務局 次に、資料8ページを御覧ください

「保険料徴収の適正な実施」ですが、現年分収納率につきましては、全国平均以上の収納率を目標に設定するとともに、前年度の収納率から目指す伸び率として目標収納率を設定しています。

また、区市町村は、納付環境の整備及び滞納者へのきめ細かい対応を行った上で、法令に基づく滞納処分等を実施し、都は、区市町村の人材育成を支援するといった取組を実施しております。

都繰入金2号分を活用した支援でございますが、令和5年度には16自治体が目標収納率を達成し、また、業務の効率化を支援するため、自動音声催告やショートメッセージによる催告などの初期導入経費について、7か所の自治体に事業費を交付いたしました。

また、各種研修や実地支援の実施につきましては、年度当初に都が策定します支援計画に基づき令和6年度においても実施いたしました。

○事務局 続きまして、9ページ、10ページ目の「医療費適正化の取組」につきましては、参考資料17ページ、18ページと併せてご説明をさせていただきます。

まず、保健事業実施計画（データヘルス計画）につきましては、運営方針でデータヘルス計画の標準化により把握した都内区市町村の健康状態や健康課題の状況、保健事業の方法や体制の情報を活用し、区市町村における効果的な保健事業の実施を支援するという方向性をお示ししておりまして、参考資料17ページ上段のとおり、62区市町村全てで策定済

となっております。

具体的な取組としましては、都では2つの事業を実施しており、まずデータヘルス計画支援事業では、データヘルス計画に基づく個別の保健事業を効率的・効果的に実施できるよう特定保健指導や糖尿病性腎症重症化予防事業のアウトプット向上につながった知見を収集し、区市町村へフィードバックをしております。

もう1つ、データ利活用促進事業では、KDBデータを活用して、医療費、特定健診結果について地域間・経年で比較し、現状把握や分析を行うことで、区市町村が地域の健康課題の把握や事業の企画・実施ができるように支援をしております。

続いて、生活習慣病発症・重症化予防の取組についてですが、運営方針では、糖尿病性腎症重症化予防について、都版プログラムを必要に応じて改定すること、また、区市町村が都版プログラムの取組を円滑に実施できるよう、医療関係者等と状況を共有するという方向性をお示ししており、参考資料17ページ中段のとおり、令和5年7月時点で、受診勧奨の実施自治体が58、保健指導の実施自治体が59となっております。

今年度は区市町村の保健事業担当者を対象とした連絡会等において、区市町村の取組や好事例を共有するとともに、医療関係者が集まる会議体である糖尿病医療連携協議会において取組状況を共有しております。

続いて、10ページを御覧ください。

適正受診・適正服薬に向けた取組につきましては、運営方針で医師会、薬剤師会等と連携し、広域的な調整や事業の推進体制の構築支援をするという方向性をお示ししており、参考資料17ページ下段のとおり、令和5年8月時点で、46自治体で薬の重複・多剤投与を対象にした事業が実施されております。

昨年度から開始した重複・多剤服薬者対策に向けた連携構築支援事業において、各区市町村が地域の状況に応じて地区薬剤師会と連携して重複・多剤服薬者対策を実施できるよう、東京都薬剤師会と連携した支援を行っており、今年度は21の自治体にご参加いただいているところです。

続いて、後発医薬品の使用促進につきましては、運営方針では、区市町村における使用促進の取組を推進するという方向性をお示ししており、参考資料18ページのとおり、令和6年3月時点で、都の区市町村国保の使用割合が79.2%となっております。

国が、骨太方針2021で掲げております目標値、令和5年度末までに全都道府県で後発医薬品の使用割合80%という目標値がございまして、そちらには少し届いていない状況

です。今年度も引き続きレセプトデータ等を活用して区市町村別の使用割合の分析を行い、区市町村に提供していくといった支援を予定しております。

続いて、「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の取組の推進」については、後期高齢者医療広域連合が高齢者保健事業を国保保険事業及び介護予防の取組と一体的に実施する取組が令和2年4月から開始されておりまして、運営方針では、東京都後期高齢者医療広域連合等と連携し、区市町村の取組を支援するという方向性をお示ししております。

今年度も引き続き高齢者の保健事業に関わる医療専門職の人材育成研修事業として、区市町村が配置する医療専門職等が地域の課題や高齢者の特性に配慮した保健事業を企画・実施するために必要な知識を習得するための研修を実施しております。

○事務局 続いて、資料11ページを御覧ください。

「区市町村の事務の標準化・効率化」につきまして、まず、市町村事務処理標準システムの導入については、令和6年度末までに24区市町村が導入済または導入作業中、10区市町村が導入予定であり、そのほかの自治体についても国が示す仕様に基づくシステム標準化を予定しているところでございます。

国は、令和7年度までにシステム標準化を目指すとしていることから、都としても引き続き区市町村における導入を支援してまいります。

次に、オンライン資格確認の普及に向けた取組としまして、マイナンバーカードと被保険者証の一体化に向け、区市町村との意見交換・情報提供を実施するとともに、昨年度はマイナンバーカードを保有していない方に交付する資格確認書の様式等の標準例を策定したところでございます。

○国民健康保険課長 それでは、ここから議事の(4)、資料では12ページでございます。

「令和7年度国保事業費納付金等の算定について」 ご説明させていただきます。

資料13ページを御覧ください。

国保制度の改革によりまして、改革前は区市町村が個別に運営しておりました国保事業について、平成30年度から財政運営の責任主体が都道府県に移行され、都道府県に国民健康保険特別会計を設置することとなりました。

下の図の左側にある下向きの矢印でございますが、上から、都道府県は「①区市町村から都への納付金額を所得水準、医療水準を反映して決定」と「②標準保険料率を提示」とあります。

次に、区市町村は「③標準保険料率を参考に、保険料率を決定」とございまして、今回は

①の納付金額の決定についてのご説明をここからさせていただきます。

納付金の算定につきましては、例年11月と年末の2回行いまして、今回11月の仮の係数ということで都が概算の納付金を計算して区市町村に示すものをご説明させていただきます。

14ページを御覧ください。

「改革後の国民健康保険財政の仕組み（イメージ）」ということで厚生労働省の資料から抜粋したものでございます。

下の図の左側でございますとおり、平成29年度までは各区市町村の国保特別会計において、国や都道府県の公費等を収入とし、支出であります保険給付費を推計し、それに基づき保険料を各区市町村で計算しておりました。

図の右側でございますが、平成30年度以降は、都道府県に国民健康保険特別会計を設置し、東京都全体で公費である定率の国庫負担や都道府県繰入金等の収入を計算します。

また、支出につきましては、保険給付に必要な費用ということで国から示された係数や医療費の見込等を基に算出いたします。

この支出と収入から納付金で賄う部分を計算し、それぞれの区市町村にお示しすることになってございます。区市町村は、都から示された納付金を基に保険給付費等の必要額などを見込み、保険料を決定する流れとなっております。

恐れ入ります、15ページを御覧ください。

「国保事業費納付金の算定」でございますが、東京都全体の歳出見込み、歳入見込みを計算した後に区市町村ごとに割り振るイメージ図を描いてございます。

まず、一番上の歳出見込みでございますが、医療分（保険給付費等）につきましては、国が示す計算方法にのっとりまして、都で過去の実績等を基にして推計してございます。また、右のほうに行きまして、後期支援金、それから介護納付金につきましては、国から示された係数を基に計算してございます。

1段下がりがまして、歳入見込みのところでございます。他の医療保険から交付される前期高齢者交付金、一番右側のところですが、国の係数によって計算します。こちらと真ん中にあります法定の公費について見込みを立てまして、そこから東京都全体の納付金必要額を算出しています。これを医療費水準、所得水準、被保険者数に応じて区市町村ごとの納付金の基礎額を算定する流れになっていて、歳入見込みから下に行くイメージでございます。

また、点線の下のところでございますけれども、区市町村ごとに納付金基礎額を配分した

後、ここに書いてありますA区の納付金基礎額から地方単独事業ということで、都や区市町村が独自で行っている医療費助成による国庫減算調整等の加減算を行いまして、ここできうとA区の納付金額を算出し、こちらが最終的に区から都に収めていただく金額になります。

各区市町村では、こういった金額を基にいたしましてそれぞれの保険料を決める仕組みになってございます。

次に、16ページを御覧ください。「令和7年度の公費について」でございます。

こちらは平成30年度の国保制度改革の際に、約1,700億円全国で公費が拡充されることになりまして、こちらについて今回の納付金算定で公費の割合がどれくらい都に配分されているか表したものでございます。

上の二重線で囲んだところの一番左側が、国全体で総額約1,700億円（全国）とありまして、右にずっと行きますと、令和7年度仮係数反映額は、都としては仮係数反映額81億円+ α となっております。この+ α のところですが、1段下の「財政調整機能の強化」にあります普通調整交付金額につきましては、公費拡充の額が全体と溶け込んでおりまして不明となっておりますので、保険者努力支援、それから特別高額医療費共同事業の数字を足して、74億円足す7億円ということで81億円。プラス※の+ α ということで表示させていただきます。

次に、17ページを御覧ください。「納付金の算定方法」でございます。

まず、基本的な考え方が上から書かれてございます。医療費水準につきましては、令和6年度から保険料水準の平準化ということで医療費指数の反映係数をこれまで1、つまり医療費水準を100%反映させていたものを段階的に引き下げていきます。このゼロになったものを国では納付金ベースの統一と称しています。

都における具体的な係数といたしましては、令和6年度は1から0.83に、令和7年度は0.83から0.66といたしております。

所得水準の反映につきましては、都の所得水準が全国に比べて高いため、応能分と応益分の割合を57対43とさせていただいております。

1段下の囲みのところでございますが、医療費水準を反映させない納付金ベースの統一に向けた取組を進めることによりまして、一部の区市町村では納付金が増加する可能性がございます。都では被保険者の保険負担が急激に増加することを避けるために、納付金の増額の一部に都の繰入金を充てる緩和措置を行っているところでございます。

次に、18ページを御覧ください。今申し上げました緩和措置のイメージ図がこちらでございます。

左の図にありますとおり、これは令和6年度と令和7年度を比較したものでございますが、令和6年度に「 α 」と書いてあるのですが、これが医療費反映係数でございます。医療費反映係数を0.83で算定された納付金が、右に行きまして、令和7年度にこれが0.66で算定した際に、納付金が増加した場合、右上の囲みのところにありま都繰入金の一部を活用いたしまして、増加額の4分の3を都から補助する仕組みとなっております。こちらは右下の表にあるとおり、令和6年から令和11年にかけて段階的に引き下げることでございますので、令和11年まで緩和措置を継続して実施する予定としております。

19ページを御覧ください。こちらが令和7年度仮係数に基づく納付金の算定結果でございます。令和6年度の確定係数による算定結果との比較の表を下に記載しておりますので、こちらでご説明させていただきたいと思っております。

まず一番上、被保険者数につきましては、令和6年度確定係数の算定時の247万6,000人から令和7年度の今回の算定では245万4,000人となりまして、2万2,000人の減。伸び率はマイナス0.9%となっております。

次に、給付費総額は8,096億円から7,832億円となり、264億円の減。伸び率はマイナス3.3%となっております。

次に、1人当たり給付費等は、32万6,924円から31万9,098円となっており、7,826円の減。伸び率はマイナス2.4%です。

次に、納付金総額は4,621億円から4,361億円となり、260億円の減。伸び率はマイナス5.6%です。

最後に、1人当たり納付金額が21万3,354円から20万4,923円となり、8,431円の減。伸び率はマイナス4.0%となっております。

20ページを御覧ください。「1人当たり保険料の算定結果」です。

1人当たり保険料につきましては、都全体の1人当たり保険料額を機械的に割り戻した数字となっております。令和7年度の仮係数に基づく保険料算定額は、18万2,365円となっておりまして、昨年度からの伸び率がマイナス4.2%となっております。

21ページを御覧ください。「標準保険料率の算定方法」でございます。

こちらにつきましては、各区市町村のあるべき保険料率の見える化をしたということでございます。今後に向け各区市町村が具体的に目指すべき直接参考にできる値というこ

とで3つの保険料率を示してございます。

①は都道府県標準保険料率で、全国統一の算定基準によります都内の保険料率の標準的な水準です。

②は区市町村標準保険料率で、都道府県内統一の算定基準による区市町村ごとの保険料率の標準的な水準ということでございまして、都における標準的な方式として所得割・均等割の2方式で算出したものをお示ししてございます。

③は現在区市町村が行っている算定基準に基づき保険料率を出したものです。

①都道府県標準保険料率が最終的に東京都が目指すべき統一の値と近いものとなっております。

ここまでご説明させていただきました区市町村ごとの納付金額が別紙1に、それから1人当たり保険料が別紙2に、標準保険料率が別紙3に、区市町村ごとに記載させていただいております。大変細かい資料になってございますが、後ほどご確認いただければと思います。

ここまで事務局から議事の(1)から(4)まで一括してご説明させていただきました。大変駆け足で申し訳ございません。どうぞよろしくお願いいたします。

説明は以上です。

○菊池会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からのご説明につきまして、ご意見、ご質問を頂ければと存じます。

まず、こいそ委員からお願いできますでしょうか。

○こいそ委員 それではお聞きしたいのですが、今回の算定では、1人当たりの納付金がマイナス4%となっております。都としてこれにつきましてどのような要因を考えられているか。この辺りを教えていただきたいと思います。

○国民健康保険課長 事務局からお答えさせていただきます。

ご質問ありがとうございます。恐れ入りますが、資料の19ページをもう一度御覧いただけますでしょうか。

令和7年度の仮係数による算定につきまして、今ご質問がございました1人当たり納付金がマイナス4%となっている要因についてご説明させていただきます。

上の四角にあります矢印の右側が令和7年度仮係数による算定でございまして、さらに右側の図の四角の左側に字が書いてあると思うのですがけれども、上から医療給付費、後期支援金、介護納付金と書いてございまして、それぞれ数字を記載してございます。こちらが都

の国保会計歳出の見込みとなっており、この歳出の額が左側の令和6年度の算定より減になっていることが大きく影響すると考えております。

具体的に申し上げますと、一番上の医療給付費の減は左側の8,096億円と比べますと、7,832億円ということで264億円の減となっております。給付費というのは医療費に近いものでございますが、こちらが減少しているということ。それから、その下の段の国から示される後期高齢者支援金、ここでは後期支援金と書いてございますけれども、こちらは国保から75歳以上の後期高齢者医療費制度への仕送りの金額でございます。こちらでも減少してございます。このように支出がまず減っているということ。

それから歳入でございますが、これが右の四角の中にございまして、国から示される国や都の公費が、わずかでございますが、増加しているということで、支出が減って収入がちょっと増えている部分があるということで、こうした歳出額の減少と歳入額の増加を合算いたしまして納付金額が算出されますけれども、今回の納付金額の減少の最大の要因は、歳出における医療給付費の減少だと考えております。

○こいそ委員 分かりました。

それともう1点、今年度から納付金ベースの統一に向けた取組が進められているということがありますが、都内区市町村の保険料水準の統一に向けた取組状況につきましてどうでしょうか。教えてください。

○国民健康保険課長 事務局からお答えさせていただきます。

都はこれまで納付金を各区市町村に配分する際に、これまでは医療費水準を完全に反映してきました。こちらの区では医療費水準が高かったり、こちらの市では医療費水準が低かった場合には納付金が低いと。そういったことで医療費水準を納付金に完全に反映させてまいりましたが、昨年度改定いたしました国保の運営方針におきまして、まずは納付金算定において医療費水準を反映しないで、各区市町村の所得水準と被保険者数の数のみを用いる納付金ベースの統一に取り組むこと決めました。

これに基づきまして、今年度から、令和6年度からですが、医療費指数反映係数、いわゆる医療費を反映させるパーセンテージですけれども、これを段階的に引き下げております。令和7年度における今回の仮係数における算定では、その係数を0.66、つまり医療費水準の反映を66%としております。

また、令和12年度、先の話ではございますが、納付金ベースの統一を目指すことを盛り込んだ工程表を国保の運営方針に定めておりまして、都内の保険料水準の統一に向けまし

て、今後も区市町村と丁寧な議論を含めて、進めていきたいと都では考えております。

○こいそ委員 今、説明がありましたけれども、統一に向けて今後とも区市町村とさらに丁寧な議論を進めていただきたいと要望いたします。

○菊池会長 和泉委員、どうぞ。

○和泉委員 私もいろいろ聞きたいことがあったのです。例えば、資料7ページの赤字解消の取組では、法定外繰入をやめたところで赤字が解消されているのかどうかとか、それから糖尿病腎症で好事例を共有すると9ページに載っているのですが、うまく行っていないところの課題解決に向けてはどんな努力がされているのかとか、いろいろ聞きたいことがあったのですけれども、この時間帯、1時間の設定ということだと説明だけで40分近くかかっていますから、ちょっと無理だなと思っています。できれば、十分な質疑の時間を取っていただけるような日程を次回は設定していただくことを求めていると思います。

1つだけお聞きしたいのは、保険者努力支援制度です。これはどのような評価基準によってどのようにプラスマイナスが配点されているのかということと、それに基づく東京都の評価、それによる東京都国保財政への影響、こういったものはどうなっているか、ということとを1つ伺いたいと思います。

その結果、どうしてそのような評価になっているのかということも併せてお答えいただけたらと思います。

○国民健康保険課長 保険者努力支援制度ですが、これは国が都道府県や区市町村の取組に対して評価する取組評価部分と、例えば、重症化予防や健康づくり事業に要した経費を対象とする事業費分・事業費連動分といったものがあります。お尋ねの件は取り組み評価分かと思いますが、多くの指標がありますので、主立ったもののみご説明させていただきます。

区市町村では、例えば、特定健診や特定保健指導の実施率に関するもの、他に後発医薬品の使用割合や医療費通知、それから先ほどお話のありました法定外繰入の解消などの指標が設定されています。

一方、都道府県では、都道府県全体の特定健診の受診率や法定外繰入の解消等、いわゆる広域で見られているところがございます。

国の予算が全体で1,000億円とされていて、例えば、都が点数を取っても予算の枠内でほかの都道府県の点数によって割り返しますので、何点取ったら幾らになるというのははっきり分からない仕組みになっています。周りの状況によっても変わってまいりますので、一概にこれが取れているから幾らというのはちょっと分からないのが実態でござ

います。

○和泉委員 東京都に対する評価はどうなったのですか。

○国民健康保険課長 当然、国からのお金ですので、区市町村、それから我々東京都も可能な限りの獲得に努め、納付金の減算や国保財政の安定化につなげていきたいと考えております。

来年度の交付分が若干上がる予定とされておりまして、先ほど申し上げました19ページの表の最後のところにある「1人当たり納付金額」が昨年度から8,431円減っているうちの1,083円分は、国の努力者支援制度が多くもらえた分が反映された形になってございます。

○和泉委員 その評価が上がった主要因を後でいいので教えてください。

○国民健康保険課長 指標が細かく設定されているため、後程ご回答させていただきます。。

○和泉委員 分かりました。

委員長、最後に一言申し上げておきます。

なぜ評価が上がったのかということは後で教えていただくとして、時間がないので私の意見を申し上げておきますが、保険者努力支援制度はインセンティブだということと、それから1,000億円という限定がされている、キャップがはめられているということから、どのくらい努力すればどのくらい入ってくるということが毎年確定しない、そういう不安定な財源なのだということが分かりました。

私は、この国保運協に出るたびに言っているのですけれども、国保財政を安定化させる、そして国保に加入している人が必要な医療を受けられるようにする、そのためにはこうしたインセンティブ以上に国の定率国庫の負担の分を上げていかないと、どうしても国保は低所得の方、そしてさらには医療需要の高い方が入ることは周知のことですし、それが構造的な矛盾だということはずっと長く言われているわけですから、この構造的な矛盾を解消していくためには、インセンティブに該当するような不安定な財源だけではなく、そもそもの定率国庫負担を上げていく必要があるだろうと。このことは東京都からも強く国に求めたいと思います。

それと、令和5年度の決算については、確定係数を待たずに数字が出るとしますので、なるべく早く情報を提供していただきたい。第2回ときには少し時間にあるような日程で設定していただきたいということを意見として申し述べさせていただきます。

以上です。

○菊池会長 ほかにはいかがでしょうか。

柴田委員、どうぞ。

○柴田委員 協会けんぽの柴田です。ご説明ありがとうございました。

資料の7ページですが、法定外繰入の削減に関して、令和11年度に18とするということがあって、それから各区市町村が策定済みだということですが、その計画に対して、まず直近では解消されている区市町村数がどのようになっているのか。そして、それが計画に基づいて順調に行っているのかどうかというところをお聞かせいただきたいのですが。

○国民健康保険課長 まず、赤字解消がなされているところでございますけれども、令和3年度決算が最新のデータですが、5つの自治体が赤字解消されております。具体的には目黒区、練馬区、伊豆諸島の利島村、三宅村、青ヶ島村の5つでございます。

もう1つ、財政健全化計画に基づく赤字解消は、まだ達しているところがありませんけれども、取組を着実に進めていただいていると我々は認識してございます。

○柴田委員 直近は令和3年度の数字ですか。

○国民健康保険課長 そうです。今公表されているのは。

○柴田委員 そうですか。令和2年度、そして令和3年度は、医療費がコロナの関係でかなり抑えられたときなので、このときは大体どこの自治体も財政が非常に安定した時期でもあるので、そこを基準に考えると今後ミスリードする可能性もあると思いますので、令和2年度、3年度を基準に考えないで見られた方がいいと思います。被保険者の代表としてもこの解消計画は、ぜひ計画どおり進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○菊池会長 ありがとうございます。

オンラインのうすい委員から、手が挙がっています。

○うすい委員 時間がありませんから、2点、簡明にお聞きしたいと思います。

本年10月に51人以上の企業の社員の方々は社会保険に加入が義務化されておりますし、また、2025年には団塊の世代の動向もあります。そういった国保加入者の件も含めて今後の納付金の見通しについて、都はどのように想定しているのかが1点。

もう1つは、これから国保においても保険者機能をより一層発揮していただいて、加入者の健康の保持増進、これがやはり大事だと思います。そういう意味で、都として継続的に支援を進めて行くことが大事だと思いますが、都の考えを伺いたいと思います。

この2点、よろしくお願いいたします。

○国民健康保険課長 それでは、ご説明させていただきます。

納付金の算定につきましては、繰り返しになりますけれども、納付金は医療給付費、後期支援金、介護納付金等、歳入の国や都の公費、それから前期高齢者交付金を見込みまして都全体の納付金の必要額を求めているところでございます。

医療給付費は、直近の動向を踏まえて推計しておりまして、将来的な数値を推計することは、非常に困難でございまして、また、後期支援金や介護納付金は国が示す係数を基にして計算しているため、こちらも都で見込むことが困難でございます。

以上から、今後の納付金の見通しは、想定が非常に困難ではあるのですが、一方で、先ほど来、委員の方々からお話がありますとおり、安定的に国保財政を運営するためには、精度の高い推計を行うことが重要でございまして、都としてできる限り適切な算定を行うよう努めてまいりたいと、そのように考えてございます。

もう1つのご質問でございます。国保加入者の健康保持増進に対して、都として支援が必要と考えるが、都として取り組むべきではないかというご質問だったかと思います。

こちらは、資料の9ページにも書かせていただいておりますけれども、国保加入者の健康の保持増進を図るために、区市町村におきましてはデータヘルス計画を策定しまして、地域の健康問題に応じた保健事業を行っているところでございます。都も保険者として広域な立場から区市町村の取組に必要な支援をしていくことが重要であると考えております。

都は、昨年度のデータヘルス計画の策定に当たりまして、都内国保保険者共通の計画様式や評価指標を作成し、それぞれ提供したほか、計画内容の集計結果を活用いたしまして、今年度は保健事業の企画に対して、特定保健指導の利用率を上げる取組などの好事例を抽出しております。これらを報告会を開催しまして区市町村へ共有していくこととしております。

区市町村が計画に基づく効果的な事業の実施ができますよう、引き続きまして都として継続的に支援をしていきたくと考えております。

○うすい委員 ありがとうございます。持続可能な国保のためにしっかり支援をよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○菊池会長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。会場の方、オンラインの方、手を挙げて合図をしていただ

ればと思いますが。

特にございませんでしょうか。よろしいですか。

ございませんようですので、それでは、5番目の議題「その他」といたしまして、今後のスケジュールについて事務局からご説明をお願いいたします。

○国民健康保険課長 資料の最後のページでございます。23ページを御覧ください。「今後のスケジュール」でございます。

冒頭にもご説明させていただきましたが、本運営協議会は、仮係数によります算定と、確定係数に基づく算定の後に、2回予定をしてございます。

このスケジュールの欄では10月から3月まで記載させていただいております。11月にあります運営協議会①が本日でございます。今後、12月末に国から確定係数が提示される予定となっております。こちらに基づきまして、1月の欄にございますとおり納付金・標準保険料率の算定を都で行いまして、2月上旬に予定しております運営協議会にお諮りしたいと考えております。

その後、さらに右に行きまして、都では国保事業会計の予算案を上程いたしまして、都議会に諮っていくということ。下のほうでは、各区市町村におきましては、各区市町村の運営協議会を開いていただいた後に、各区市町村の保険料をそれぞれの区市町村の議会で議決の後に決定していただいて、来年度の保険料と予算が確定する、そのような流れになってございます。

委員の皆様におかれましては、2月上旬の運営協議会に向けて今後日程調整等をさせていただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○菊池会長 ありがとうございます。

ただいまのご説明につきまして、皆さんから何かございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、本日予定しておりました議事は以上でございます。全体を通じて何かご意見、その他ございますでしょうか。ございませんか。

それでは、特になければ、その他連絡事項等、事務局からお願いいたします。

○国民健康保険課長 事務局でございます。繰り返しになりますが、先ほどご説明しましたとおり、来年2月に第2回の運営協議会を予定しております。改めて日程調整させていただきますので、よろしくお願いいたします。

また、和泉委員からご質問のありました都道府県の努力支援の指標でどういったところ

が取れているのかというのは、改めて調べて委員の皆様全員に後ほど共有させていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○菊池会長 よろしく申し上げます。

それでは、以上をもちまして第1回東京都国民健康保険運営協議会を終了させていただきます。

大変お忙しい中、本日はどうもありがとうございました。

(午前10時56分閉会)

——了——